障害学生支援専門部会設置要項

制定 平成27年5月27日要項第1号 最終改正 令和4年7月25日要項第8号

(目的)

第1条 この要項は、電気通信大学学生支援センター規程に基づく専門部会の設置に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学生支援センター運営会議(以下「センター会議」という。)に、障害者基本法 (昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者である学生(以下「障害学生」という。)の支援に関する事項を検討するための専門部会(以下「障害学生支援専門部会」という。)を置く。

(任務)

- 第3条 障害学生支援専門部会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。
 - (1) 障害学生の支援のための具体的方策の検討
 - (2) 障害学生に係る施設整備に関する検討
 - (3) 障害学生に対する支援チーム設置の必要性に関する検討
 - (4) その他障害学生の支援に関し必要な事項の検討

(部会員)

- 第4条 障害学生支援専門部会は、次の各号の部会員をもって組織する。
 - (1) 障害学生支援室長
 - (2) 障害学生が所属する学域又は研究科の長
 - (3) 障害学生が所属する類、課程又は専攻の長
 - (4) 学生支援センター長
 - (5) 保健管理センター長
 - (6) チーフ障害学生支援コーディネーター
 - (7) 学務部教務課長
 - (8) 学務部学生課長
 - (9) その他部会長が必要と認めた者

(部会長)

第5条 障害学生支援専門部会に部会長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

(部会員以外の者の出席)

第6条 障害学生支援専門部会において必要と認めたときは、部会員以外の者を障害学生 支援専門部会に出席させることができる。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、障害学生支援専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年5月27日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日要項第13号)

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 情報理工学部の障害学生に係る第4条の部会員の構成については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日要項第25号)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月25日要項第8号)

この要項は、令和4年8月1日から施行する。